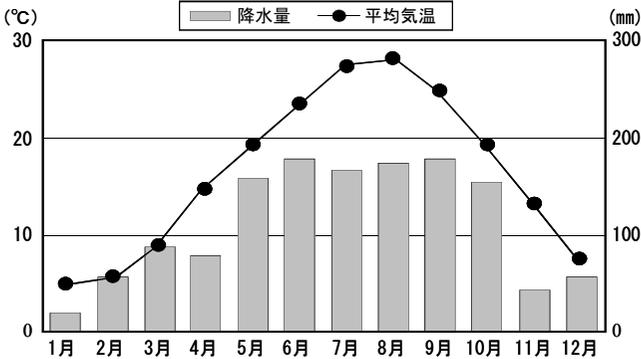
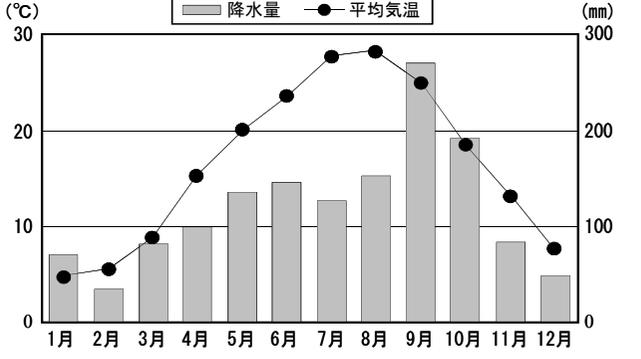


春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由																																																																														
第1編 第2章 P3	<p>6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	「障がい」表記の変更																																																																														
第1編 第4章 P7	<p>2 気候 市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、平成16年から平成20年までの統計数値によると、年平均気温は16.5℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。 年間平均降水量は1,371mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。</p> <p>市の月別平均気温と降水量（平成16年～平成20年統計）</p>  <table border="1"> <caption>市の月別平均気温と降水量（平成16年～平成20年統計）</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降水量 (mm)</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>150</td> <td>40</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>平均気温 (°C)</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	降水量 (mm)	20	40	80	80	150	180	170	180	180	150	40	60	平均気温 (°C)	5	6	10	15	20	24	28	29	25	20	14	8	<p>2 気候 市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、平成12年から平成16年までの統計数値によると、年平均気温は16.5℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。 年間平均降水量は1,435.2mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。</p> <p>市の月別平均気温と降水量（平成12年～平成16年統計）</p>  <table border="1"> <caption>市の月別平均気温と降水量（平成12年～平成16年統計）</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降水量 (mm)</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>140</td> <td>150</td> <td>130</td> <td>160</td> <td>270</td> <td>190</td> <td>80</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>平均気温 (°C)</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	降水量 (mm)	70	40	90	100	140	150	130	160	270	190	80	50	平均気温 (°C)	5	6	10	15	20	24	28	29	25	20	14	8	統計数値の修正による変更
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																					
降水量 (mm)	20	40	80	80	150	180	170	180	180	150	40	60																																																																					
平均気温 (°C)	5	6	10	15	20	24	28	29	25	20	14	8																																																																					
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																					
降水量 (mm)	70	40	90	100	140	150	130	160	270	190	80	50																																																																					
平均気温 (°C)	5	6	10	15	20	24	28	29	25	20	14	8																																																																					

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由																
第1編 第4章 P8	<p>3 人口</p> <p>市の人口は、平成21年4月1日現在307,052人であり、昭和18年の市制施行から昭和33年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、一貫して増加傾向にある。</p>	<p>3 人口</p> <p>市の人口は、平成18年10月1日現在302,218人であり、昭和18年の市制施行から昭和33年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、一貫して増加傾向にある。</p>	統計数値の修正による変更																
第1編 第4章 P8	<p>6 自衛隊施設 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">航空自衛隊高蔵寺分屯基地</td> <td style="width: 33%;">第4補給処高蔵寺支処</td> <td style="width: 33%;">春日井市木附町</td> </tr> </table>	航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第4補給処高蔵寺支処	春日井市木附町	<p>6 自衛隊施設 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">航空自衛隊高蔵寺分屯基地</td> <td style="width: 33%;">第2補給処高蔵寺支処</td> <td style="width: 33%;">春日井市木附町</td> </tr> </table>	航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第2補給処高蔵寺支処	春日井市木附町	正しい名称に変更										
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第4補給処高蔵寺支処	春日井市木附町																	
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第2補給処高蔵寺支処	春日井市木附町																	
第2編 第1章 第1 P13	<p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 (略)</p> <p style="text-align: center;">職員参集基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備態勢</td> <td>○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報システム課は全員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 (略) 注2 担当者は、総括担当者の所属課の補佐職及び主査職(市民安全課、情報システム課及び消防職員は全員)とする。 注3 (略)</p>	種 別	参 集 基 準	(略)	(略)	第1次非常配備態勢	○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報システム課は全員	(略)	(略)	<p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 (略)</p> <p style="text-align: center;">職員参集基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備態勢</td> <td>○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報政策課は全員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 (略) 注2 担当者は、総括担当者の所属課の補佐職及び主査職(市民安全課、情報政策課及び消防職員は全員)とする。 注3 (略)</p>	種 別	参 集 基 準	(略)	(略)	第1次非常配備態勢	○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報政策課は全員	(略)	(略)	組織改正に伴う変更
種 別	参 集 基 準																		
(略)	(略)																		
第1次非常配備態勢	○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報システム課は全員																		
(略)	(略)																		
種 別	参 集 基 準																		
(略)	(略)																		
第1次非常配備態勢	○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報政策課は全員																		
(略)	(略)																		

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由																																
第2編 第1章 第1 P15	国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧	国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧	組織改正に伴う変更																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手 続 項 目 等</th> <th style="width: 35%;">担 当 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条 第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>市民安全課</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>市民安全課</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>管財契約課</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>損失補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td>管財契約課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td>総務課</td> </tr> </tbody> </table>	手 続 項 目 等		担 当 課	損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	市民安全課	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	市民安全課	土地等の使用に関すること。(法第82条)	管財契約課	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	総務課	損失補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	管財契約課	不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手 続 項 目 等</th> <th style="width: 35%;">担 当 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損失補償 (法第159条 第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)</td> <td>市民安全課</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)</td> <td>市民安全課</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法第82条)</td> <td>管財課</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)</td> <td>総務部総務課</td> </tr> <tr> <td>損失補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td>管財課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)</td> <td>総務部総務課</td> </tr> </tbody> </table>	手 続 項 目 等	担 当 課	損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	市民安全課	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	市民安全課	土地等の使用に関すること。(法第82条)	管財課	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	総務部総務課	損失補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	管財課	不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)
手 続 項 目 等	担 当 課																																		
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	市民安全課																																	
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	市民安全課																																	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	管財契約課																																	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	総務課																																	
損失補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	管財契約課																																	
不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務課																																	
手 続 項 目 等	担 当 課																																		
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	市民安全課																																	
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	市民安全課																																	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	管財課																																	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	総務部総務課																																	
損失補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	管財課																																	
不服申立てに関すること。(法第6条、175条) 訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務部総務課																																	
第2編 第1章 第4 P20	<p>・国民に情報を提供するに当たっては、サイレン、広報車等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>・国民に情報を提供するに当たっては、サイレン、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	「障がい」表記の変更																																
第2編 第1章 第4 P20	<p>2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p>	「障がい」表記の変更																																

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第2編 第1章 第4 P20	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報システムの利用 市は、県と連携し、総務省(消防庁)が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 市は避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p> <p>(3) 安否情報収集のための体制整備 (略)</p> <p>(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 (略)</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備 (略)</p> <p>(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 (略)</p>	<p>基本方針及び愛知県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第2編 第1章 第5 P23	<p>2 訓練</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区・町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p>2 訓練</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区・町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	「障がい」表記の変更
第2編 第2章 P24	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	「障がい」表記の変更

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第2編 第4章 P27	<p>1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功劳のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>(2) (略) (3) (略)</p>	<p>1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功劳のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>(2) (略) (3) (略)</p>	<p>「障がい」表記の変更</p>

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第3編 第1章 P29	<p>1 事態認定前における緊急事態警戒本部の設置及び初動措置 (1) 緊急事態警戒本部の設置 ア (略)</p> <p style="text-align: center;">緊急事態警戒本部の構成等</p>	<p>1 事態認定前における緊急事態警戒本部の設置及び初動措置 (1) 緊急事態警戒本部の設置 ア (略)</p> <p style="text-align: center;">緊急事態警戒本部の構成等</p>	組織改正に伴う変更

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更:平成21年10月1日(予定)

変更箇所 ページ	新	旧	理由
<p>第3編 第2章 P33</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">市対策本部の組織及び機能</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">市対策本部の組織及び機能</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由						
第3編 第2章 P34	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">広報班</td> <td style="width: 20%;"> <u>企画政策部</u> 広報広聴課長 </td> <td> 1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 </td> </tr> </table>	広報班	<u>企画政策部</u> 広報広聴課長	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">広報班</td> <td style="width: 20%;"> <u>市長室</u> 広報広聴課長 </td> <td> 1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 </td> </tr> </table>	広報班	<u>市長室</u> 広報広聴課長	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録	組織改正に伴う変更
広報班	<u>企画政策部</u> 広報広聴課長	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録							
広報班	<u>市長室</u> 広報広聴課長	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録							
第3編 第3章 P38	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 <u>なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。</u></p>	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。<u>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u></p>	基本方針及び愛知県国民保護計画の変更に伴う変更						
第3編 第4章 P42	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p>	「障がい」表記の変更						

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更:平成21年10月1日(予定)

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第3編 第4章 P44	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p> ク 高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p> ク 高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	「障がい」表記の変更
第3編 第4章 P46	<p>(6) 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、<u>障がい者</u>等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者</u>団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>(6) 高齢者、<u>障害者</u>等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、<u>障害者</u>等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障害者</u>団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	「障がい」表記の変更

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第3編 第6章 P52	<p>1 安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <p>国 民</p> <p>市長 知事 総務大臣（消防庁）</p> <p>照会・回答</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>収集</p> <p>収集に協力</p> <p>避難施設・関係機関等</p> <p>県警察</p>	<p>1 安否情報収集・整理・提供の流れ</p> <p>国 民</p> <p>市長 知事 総務大臣（消防庁）</p> <p>照会・回答</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>報告</p> <p>収集</p> <p>収集に協力</p> <p>避難施設・関係機関等</p> <p>県警察</p>	<p>基本方針及び愛知県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
第3編 第6章 P53	<p>3 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システム</u>を利用する。ただし、<u>安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>	<p>3 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>	<p>基本方針及び愛知県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

春日井市国民保護計画新旧対照表

変更：平成21年10月1日（予定）

変更箇所 ページ	新	旧	理由
第3編 第9章 P65	<p>1 保健衛生の確保 (略)</p> <p>(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>1 保健衛生の確保 (略)</p> <p>(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	「障がい」表記の変更
第3編 第10章 P67	<p>3 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 市は、水道事業者及び水道用水供給事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>3 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 市は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p>	工業用水道事業者ではないため、正しい記述に変更